

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和 <u>6</u>年度中に着工することとする。</p> <p>ア～イ [略]</p>	<p>成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和 <u>5</u>年度中に着工することとする。</p> <p>ア～イ [略]</p>
<p>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p>災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型 <u>介護施設等</u>の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p><u>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</u></p> <p>(対象施設)</p> <p>a～d [略]</p>	<p>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p>災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型 _____ 施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(対象施設)</p> <p>a～d [略]</p>
<p>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>[略]</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) 整備内容</p> <p>_____ 災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業について <u>対象</u>とすることができる。</p> <p>a～e [略]</p>	<p>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>[略]</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) 整備内容</p> <p><u>原則</u>、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業について <u>も</u> 対象とすることができる。</p> <p>a～e [略]</p>
<p>(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p>	<p>(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム (イ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院</p> <p><u>〔削る〕</u></p> <p>イ〔略〕 <u>〔削る〕</u></p>	<p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム (イ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院</p> <p><u>〔エ〕 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・介護老人保健施設</u> <u>・ケアハウス</u> <u>・特別養護老人ホーム</u> <u>・介護医療院</u> <u>・認知症高齢者グループホーム</u> <p>イ〔略〕</p> <p><u>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p><u>〔ア〕 対象事業</u></p> <p><u>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</u></p> <p><u>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。</u></p> <p><u>また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>a 介護老人保健施設</u> <u>b 介護医療院</u> <u>c ケアハウス</u> <u>d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも</u>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>第4条〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第5条 この補助金の交付額は、県計画に記載された事業に基づき、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお別表1の(5)のうち特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のため</p>	<p><u>入居することが可能な居室を確保しているものに限る。)</u></p> <p><u>e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(社会福祉法人を設立等する場合)</u></p> <p><u>f 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>g 小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>i 生活支援ハウス</u></p> <p><u>j サービス付き高齢者向け住宅</u></p> <p><u>(イ) 整備区分</u></p> <p><u>「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 663 2132 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 663 1438 715"><u>整備区分</u></th> <th data-bbox="1438 663 2132 715"><u>整備内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 715 1438 810"><u>創設</u></td> <td data-bbox="1438 715 2132 810"><u>既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 810 1438 906"><u>改築</u></td> <td data-bbox="1438 810 2132 906"><u>既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 906 1438 1043"><u>改修</u></td> <td data-bbox="1438 906 2132 1043"><u>既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第5条 この補助金の交付額は、県計画に記載された事業に基づき、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお別表1の(5)のうち特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のため</p>	<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>	<u>創設</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</u>	<u>改築</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</u>	<u>改修</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>
<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>								
<u>創設</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</u>								
<u>改築</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</u>								
<u>改修</u>	<u>既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>								

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>めの改修については第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>いずれも、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 <u>第3条の補助対象事業のうち、(1)及び(5)の事業の助成額については、</u>次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第6条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>改正後の要綱は、令和6年12月16日から施行し、令和6年度事業より適用する。</u></p>	<p>めの改修については第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>いずれも、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 _____次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第6条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前						
別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業				別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業						
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費			
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負	県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負			
	1	小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設			1施設 6,600万円	1		小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設	1施設 6,100万円	
	2	小規模(定員29人以下)の介護医療院			1施設 6,600万円	2		小規模(定員29人以下)の介護医療院	1施設 6,100万円	
	3	小規模(定員29人以下)の養護老人ホーム			282万円×整備床数	3		小規模(定員29人以下)の養護老人ホーム	260万円×整備床数	
	4	小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			528万円×整備床数	4		小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	488万円×整備床数	
	市町村補助事業	5			小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	528万円×整備床数		5	小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	488万円×整備床数
		6			認知症高齢者グループホーム	1施設 3,960万円		6	認知症高齢者グループホーム	1施設 3,660万円
		7			小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,960万円		7	小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,660万円
		8			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設 700万円		8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設 647万円
		9			看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,960万円		9	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,660万円
10		認知症対応型デイサービスセンター	1施設 1,410万円	10	認知症対応型デイサービスセンター	1施設 1,300万円				

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
	11 介護予防拠点	1 施設 1,050万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		11 介護予防拠点	1 施設 971万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	12 地域包括支援センター	1 施設 141万円			12 地域包括支援センター	1 施設 130万円	
	13 生活支援ハウス	1 施設 4,210万円			13 生活支援ハウス	1 施設 3,890万円	
	14 緊急ショートステイの整備	141万円× 整備床数			14 緊急ショートステイの整備	130万円× 整備床数	
	15 施設内保育施設	1 施設 1,410万円			15 施設内保育施設	1 施設 1,300万円	
上記の区分による	介護施設等の合築等 第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設 合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額			上記の区分による	介護施設等の合築等 第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設 合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額		
<p>（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。</p> <p>（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。</p>				<p>（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。</p> <p>（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。</p>			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業				(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費
県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	1,330千円 ×定員数	<p>県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	1,230千円 ×定員数	<p>県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	1 特別養護老人ホーム				1 特別養護老人ホーム		
	2 介護老人保健施設				2 介護老人保健施設		
	3 介護医療院				3 介護医療院		
	4 養護老人ホーム				4 養護老人ホーム		
	5 軽費老人ホーム				5 軽費老人ホーム		
注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。				注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業				(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備		県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	県補助事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備		県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	528万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。			1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	488万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	2 介護老人保健施設	1 施設6.600万円			2 介護老人保健施設	1 施設6.100万円	
	3 介護医療院	1 施設6.600万円			3 介護医療院	1 施設6.100万円	
4 ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	528万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	4 ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	488万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。				
注1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				注1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
注2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。 ア 昭和56年5月31日までに着工された施設(旧耐震基準の施設) イ 以下の要件を全て満たすこと。 (ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの (イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」(平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの				注2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。 ア 昭和56年5月31日までに着工された施設(旧耐震基準の施設) イ 以下の要件を全て満たすこと。 (ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの (イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」(平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの			
(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直	県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直
	「個室→ユニット化」改修	141万円× 整備床数			「個室→ユニット化」改修	130万円× 整備床数	
	「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	282万円× 整備床数			「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	260万円× 整備床数	
	ア 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホームのユニット化				ア 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホームのユニット化		
	イ 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設のユニット化				イ 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設のユニット化		
	ウ 介護医療院のユニット化				ウ 介護医療院のユニット化		
	<u>〔削る〕</u>				<u>エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u>		
					<u>・介護老人保健施設</u>		
					<u>・ケアハウス</u>		
					<u>・特別養護老人ホーム</u>		
					<u>・介護医療院</u>		
					<u>・認知症高齢者グループホーム</u>		

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（※）	865千円× 整備床数	接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（※）	80万円× 整備床数	接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
<u>〔削る〕</u>		ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	<u>介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする)</u>		ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<u>〔削る〕</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護老人保健施設</u> ・<u>介護医療院</u> ・<u>ケアハウス</u> ・<u>有料老人ホーム</u> ・<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> ・<u>認知症高齢者グループホーム</u> ・<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>生活支援ハウス</u> ・<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>創設</u> <u>244万円× 転換前床数</u> <u>改築</u> <u>302万円× 転換前床数</u> <u>改修</u> <u>122万円× 転換前床数</u> 	
<u>〔削る〕</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護老人保健施設</u> ・<u>介護医療院</u> ・<u>ケアハウス</u> ・<u>有料老人ホーム</u> ・<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> ・<u>認知症高齢者グループホーム</u> ・<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>生活支援ハウス</u> ・<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>創設</u> <u>244万円× 転換前床数</u> <u>改築</u> <u>302万円× 転換前床数</u> <u>改修</u> <u>122万円× 転換前床数</u> 	
<u>〔削る〕</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護老人保健施設</u> ・<u>介護医療院</u> ・<u>ケアハウス</u> ・<u>有料老人ホーム</u> ・<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> ・<u>認知症高齢者グループホーム</u> ・<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・<u>生活支援ハウス</u> ・<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>創設</u> <u>244万円× 転換前床数</u> <u>改築</u> <u>302万円× 転換前床数</u> <u>改修</u> <u>122万円× 転換前床数</u> 	

(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバ

(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバ

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>シー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p>	<p>シー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p>